新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領変更箇所

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領（2026 年 3 月 25 日改訂版）について、旧「記載要領」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
23	８．リスク管理及びコンプライアンス体制について （略） (5) 役職員に対する取引所の情報提供窓口の周知状況 役職員に対する取引所の情報提供窓口の周知状況（周知時期、周知対象とする役職員の範囲を限定する場合はその考え方、周知方法）を記載してください。なお、情報管理の観点から上場承認後に周知を行う役職員がいる場合、その対象範囲を記載してください。 (6)（略）	８．リスク管理及びコンプライアンス体制について （略） （新設） (5)（略）
40	最終更新日　2026 年 3 月 25 日 適用対象　2026 年 4 月以降に上場申請を行う会社から適用 （ただし、2026 年 4 月中に申請する会社は、申請後に差分のみ別途提出も可）	最終更新日　2025 年 12 月 19 日 適用対象　2026 年 1 月以降に上場申請を行う会社から適用

以　上